

岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金事務取扱要領

令和6年4月1日施行

岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程(以下「規程」という。)に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

(補助金の交付申請)

第1条 規程第6条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書は、規程第3条第1号から第7号に定めるものについては、様式第1号の1に定めるところによるものとし、規程第3条第8号から第11号に定めるものについては、様式第1号の2による。

2 前項の申請書に別表1に掲げる様式第1号の3から様式第1号の15及びその他任意様式の書類から必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第2条 規程第7条に規定する補助金の交付の決定をした場合の通知は、様式第2号により行うものとする。

(補助事業の変更等)

第3条 規程第8条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業変更等申請書及び岡崎市用地球温暖化対策設備設置変更計画書は次に定めるところによる。

(1) 岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業変更等申請書 様式第3号

(2) 岡崎市地球温暖化対策設備設置変更計画書 様式第4号

2 規程第8条第2項に規定する通知は、様式第5号により行うものとする。

(地位承継届出書等)

第4条 規程第9条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業地位承継申請書は、様式第6号に定めるところによる。

2 規程第9条第2項に規定する通知は、様式第7号により行うものとする。

(実績報告書等)

第5条 規程第10条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業実績報告書は、規程第3条第1号から第7号に定めるものについては、様式

第8号の1に定めるところによるものとし、規程第3条第8号から第11号に定めるものについては、様式第8号の2に定めるところによるものとし、別表3に掲げる必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

2 規程第10条第3項に規定する通知は、様式第9号の1に定めるところにより、行うものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 規程第11条第1項に規定する請求書は、様式第10号に定めるところによる。

(取得財産処分制限期間等)

第7条 規程第12条第1項に規定する取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数等を勘案して、別表4に掲げるとおりとする。

2 規程第12条第1項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業財産処分承認申請書は、様式第11号に定めるところによる。

3 規程第12条第2項に規定する岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助事業財産処分承認通知書は、様式第12号に定めるところによる。

(太陽光発電設備の発電量等報告書)

第8条 規程第17条第1項に規定する協力要請のうち、規程第3条第1号及び第8号の対象設備の発電量等の報告については、様式第13号により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 規程第13条第2項に規定する通知は、様式第14号により行うものとする。

別表 1 (補助金の交付申請に必要な添付書類)

対象設備 区分	書類
共通	対象設備を設置しようとする所在地を示したもの
共通	契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真 (インスタント写真は不可) ※別表 2 を満たすこと。
共通	岡崎市税の完納が証明されている納税証明書 (2 か月以内に発行されたものに限る。納税証明書の交付を受けることができない者は、納税証明書不添付理由書) 市税に関して猶予を適用される者については、市税の滞納がないことが証明されている納税証明書 (2 か月以内に発行されたものに限る。) を提出することとする。
共通 ※事業者のみ	履歴事項全部証明書 又は法人登記が無く履歴事項全部証明書の提出が不可な場合は、直近の確定申告書【第一表及び第二表及び収支内訳書 (1・2面) または所得税青色申告決算書 (1～4面)】 (税務署受付印のあるもの) ※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請段階で開業していることがわかる開業届の写し (税務署受付印のあるもの)
共通 ※事業者のみ	法人所在証明書 (履歴事項全部証明書等で補助対象設備を設置した所在地が確認できる場合は省略可能)
住宅用 太陽光発電設備 燃料電池システム 既存住宅断熱改修 事業者用 太陽光発電設備 事業者用 蓄電システム 高効率空調 高効率照明	対象設備設置に係る 2 者以上の工事の見積書等の写し ※ 1 者見積りの場合は不添付理由書を添付すること。
住宅用蓄電システム	対象設備設置に係る工事請負契約書の写し (対象設備の費用及びその工事費が示されていること。)

V2H 太陽熱利用システム ZEH	※契約書を交わさずに対象設備を設置する者は、対象設備設置に係る見積書の写しとする。 ※住宅用太陽光発電設備、燃料電池システム、既存住宅断熱改修と同時に申請する場合は見積書の写し
住宅用 太陽光発電設備	誓約書（住宅用太陽光発電設備）（様式1号の3）
住宅用 太陽光発電設備	住宅用太陽光発電設備設置計画書（様式1号の4）
住宅用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式1号の5）
既存住宅断熱改修	誓約書（既存住宅断熱改修）（様式1号の6）
既存住宅断熱改修	既存住宅断熱改修 総括表（様式1号の7）
既存住宅断熱改修	既存住宅断熱改修 明細書（様式1号の8）
既存住宅断熱改修	平面図・求積図/求積表（任意様式）
ZEH	国が実施する補助事業における補助金の交付決定通知の写し又は国土交通省所管こども子育てエコホーム支援事業等におけるBELS評価書でZEHマークの記載があるもの又は住宅性能評価書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものの写し
事業者用 太陽光発電設備	誓約書（事業者用太陽光発電設備）（様式1号の9）
事業者用 太陽光発電設備	事業者用太陽光発電設備設置計画書（様式1号の10）
事業者用 太陽光発電設備	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式1号の11）
事業者用 蓄電システム	誓約書（事業者用蓄電システム）（様式1号の12）
高効率空調	誓約書（高効率空調）（様式1号の13）
高効率空調	高効率空調省CO ₂ 算定シート（様式1号の14）
高効率照明	誓約書（高効率照明）（様式1号の15）
共通	その他市長が必要と認める書類 （様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類）

別表2（別表1 契約締結前又は設置工事着手前の設置予定場所のカラー写真の条件）

共通		建築物全体が確認できること
既築建築物に 対象設備を設置 ※1	住宅用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと※3
	燃料電池システム	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットが設置されていないこと
	住宅用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	V2H	
	太陽熱 利用システム	集熱部、貯湯部及び蓄熱部が設置されていないこと
	事業者用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと
	事業者用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	高効率空調	改修前における改修部分が確認できること。
	高効率照明	改修前における改修部分が確認できること。
設置物既築 設備に建築 を増築対象		増設予定部分が確認できること
※1 新築建築物に ※2 対象設備を設置	住宅用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと※3
	燃料電池システム	燃料電池ユニット及び貯湯ユニットが設置されていないこと
	住宅用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	V2H	
	太陽熱 利用システム	集熱部、貯湯部及び蓄熱部が設置されていないこと

	事業者用 太陽光発電設備	太陽電池モジュールが設置されていないこと
	事業者用 蓄電システム	システム本体が設置されていないこと
	高効率空調	改修前における改修部分が確認できること。
	高効率照明	改修前における改修部分が確認できること。
既存住宅断熱改修		改修前における建物全景、改修部分及びその外壁面全体が確認できること
ZEH		既築戸建住宅の場合は建物全景、新築戸建住宅の場合は敷地全体が確認できること

※1 岡崎市の補助制度によらず設置したものを更新する場合を除く。

※2 交付申請時において設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていなければ、施工中の状態又は敷地が確認できること

※3 太陽光発電の同時設置により、蓄電池の補助額加算を選択した場合は必要とする。

別表3（補助金の実績報告に必要な添付書類）

対象区分	書類
共通	対象設備の設置状態が確認できるカラー写真（インスタント写真は不可）※別表4を満たすこと
共通	対象設備設置費に係る領収書の写し又は施工業者等が作成した領収証明書
共通	税に関して猶予を適用され、交付申請時に完納証明書を提出していない者については、岡崎市税の完納が証明されている納税証明書※1
共通	対象設備の保証書の写し（既存住宅断熱改修、ZEHは除く）※2
住宅用 太陽光発電設備 燃料電池システム 既存住宅断熱改修	対象設備設置工事に係る工事請負契約書 ただし、同時申請のため、蓄電システム、V2H、太陽熱の対象設備について交付申請時点において契約書を提出していない場合、対象設備の設置工事に係る工事請負契約書を添付するこ

事業者用太陽光発電設備 事業者用蓄電システム 高効率空調 高効率照明	と。
住宅用 太陽光発電設備 事業者用 太陽光発電設備	電力の売買に係る契約書の写し ただし、余剰電力を売電しない場合など契約書が無い場合は、電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写しとする。
既存住宅断熱改修	建物の登記事項証明書 ただし、申請時に建物を所有しておらず、改修後に居住予定の場合のみ。
既存住宅断熱改修	既存住宅断熱改修 総括表（様式1号の7） ※交付申請時点と変更が無ければ省略可能とする。
既存住宅断熱改修	既存住宅断熱改修 明細書（様式1号の8） ※交付申請時点と変更が無ければ省略可能とする。
既存住宅断熱改修	平面図・求積図/求積表（任意様式） ※交付申請時点と変更が無ければ省略可能とする。
ZEH	太陽電池モジュールの配置図（発行者名、補助金申請者名及びモジュールの型式と出力が記載されていること）
ZEH	国が実施する補助事業における補助金の確定通知書の写し ※3
共通	その他市長が必要と認める書類 （様式等の記載内容及び添付書類のみでは審査が困難な場合に提出を求める書類）

※1 該当者のみ

※2 太陽光発電設備を補助対象として申請していない場合においても、太陽光発電設備の同時設置による住宅用蓄電システムの補助額加算を申請した場合、同時に設置した太陽光発電設備の保証書の写しを添付すること。

※3 実績報告書を提出する期日までに、国から未到達の場合、既に国から通知されている交付決定通知の写しを提出することにより審査を受けることができる。ただし、国から確定通知書等が到達した場合、速やかに市に提出しなければならない。

別表4 (別表3対象設備の設置状態が確認できるカラー写真の条件)

	住宅用太陽光発電設備	燃料電池システム	既存住宅断熱改修	住宅用蓄電システム	V2H	太陽熱利用システム	ZEH	事業者用太陽光発電設備	事業者用蓄電システム	高効率空調	高効率照明
対象設備設置後の住宅等の全景(交付申請時の住宅等と同一であると判断できること)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太陽電池モジュール及びインバータ・保護装置の設置状態	○			○ ※				○			
燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの設置状態		○									
集熱部、貯湯部及び蓄熱部のうち設置されているものの設置状態						○					
燃料電池ユニットに添付されている銘板(定格出力が確認できること)		○									
改修後における改修部分及びその外壁面全体			○								
本体		○		○	○				○		
本体に添付されている銘板(製造番号及び蓄電容量が確認できることとし、銘板にて確認できない場合は確認できるものを添付すること)				○					○		
改修部分及びその壁面全体(施工中)			○								
改修後における改修部分及びその壁面全体(竣工)			○								
改修後における改修部分の外壁面全体			○								

高効率空調の設置状態											○	
高効率照明の設置状態												○

※太陽光発電の同時設置により、蓄電池の補助額加算を選択した場合は必要

別表 5 (取得財産処分制限期間)

区分	取得財産処分制限期間 (耐用年数)
住宅用太陽光発電設備	15年
燃料電池システム	6年
既存住宅断熱改修	10年
住宅用蓄電システム	6年
V2H	8年
太陽熱利用システム	15年
ZEH	6年
事業者用太陽光発電設備	15年
事業者用蓄電システム	6年
高効率空調	13年
高効率照明	15年